

(電子メール施行)
教 財 第 1069 号
令和2年4月16日

各県立高等学校長 様
県立芦屋国際中等教育学校長 様

教 育 長

高等学校等就学支援金の支給に関する法律による申請
又は届け出をした者の授業料の徴収について（通知）

今般の新型コロナウイルス感染症による臨時休業等により、県立学校における高等学校等就学支援金の支給認定事務に遅れが生じることが見込まれるため、このたび、兵庫県立学校授業料等徴収条例第6条第2項により、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の規定による認定の申請又は同法第17条の規定による届出をした者の令和2年度第1期の授業料の徴収を、当面の間猶予します。

徴収期限については、学校再開等の状況を踏まえ、改めて通知します。